

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針

平成23年4月 1日 国自旅第 21号
改正 平成24年3月30日 国自旅第215号
改正 平成26年3月31日 国自旅第635号
改正 平成26年5月13日 国自旅第 27号
改正 平成27年4月 9日 国自旅第 9号
改正 平成27年5月29日 国自旅第 40号
改正 平成28年6月15日 国自旅第 54号

地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助対象経費について

要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。

3. 補助額の算定について

【1】共通事項

（1）補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満 : 1,340万円

7m以上9m未満 : 1,540万円

9m以上 : 1,880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

①ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

②消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に1.08を乗じて得た額とする。

【3】 福祉タクシー車両関係

(1) 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円

イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）

ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円

(2) 改造の場合の補助額

タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た額

と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

- ア. リフトを装着するための改造：1両当たり35万円
- イ. スロープを装着するための改造：1両当たり25万円
- ウ. 寝台（ストレッチャー）を乗車させるための専用の設備を装着するための改造：1両当たり55万円

（3）福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い

要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。

別表1

補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの
バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

（注）

1. 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。